令和5年所得よりも、令和6年所得が減少した場合（事業不振、退職等）

例　世帯主・配偶者・こども1人の3人世帯の場合

令和5年分所得

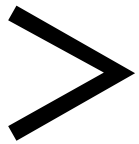

令和6年分所得

推計所得税額　60,000円
定額減税可能額　90,000円
※所得税分のみ
当初調整給付額　30,000円

所得税額（実績）　45,000円
定額減税可能額　90,000円
※所得税分のみ
不足額給付時調整給付額　45,000円

※所得税定額減税額＝（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）×3万円

差額の2万円を不足額給付として給付
※端数は1万円単位に切上げ

【解説】令和５年所得に基づく推計所得税額が６万円、所得税額分のみの定額減税可能額が９万円、調整給付は３万円であったが、令和６年所得が確定し、所得税額（実績）が４万５千円、所得税額分のみの定額減税可能額が９万円となり、調整給付（実績）は４万５千円となった場合、調整給付の３万円と調整給付（実績）４万５千円の差額である１万５千円が不足額給付として給付されるが、端数は１万円単位で切上げされるため、２万円が不足額給付として給付されます。